

# 二宮町下水道事業中期経営計画

(平成29年度～平成32年度)

平成29年3月

二宮町都市部下水道課



## 目 次

計画策定の趣旨	1
I 事業経営の目標	2
(1) 計画の位置付け	
(2) 計画の期間	
(3) 事業経営の目標	
II 下水道事業の現状と課題	3
(1) 事業の現状	
(2) 事業の課題	
III 事業計画	4
(1) 財政収支計画	
(2) 中期指標	
(3) 主要整備計画	
(4) 投資計画	
IV 経営基盤強化への取組	6
(1) 収入の確保	
(2) 経費の削減	
(3) 定員管理	
(4) 人材育成	
(5) 地方公営企業法の適用についての検討	
V 計画達成状況の公表	9
(1) 公表時期及び方法	
(2) 計画達成状況の評価方法	
用語解説	9

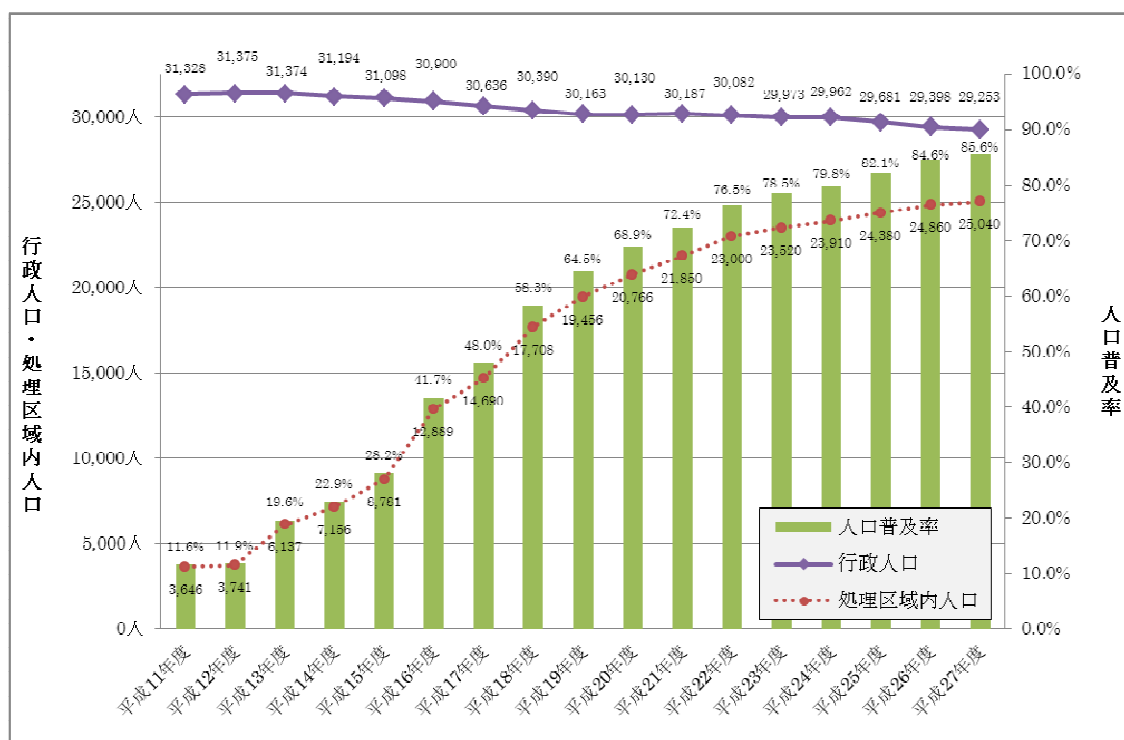


## 計画策定の趣旨

下水道は、快適な生活環境の確保、雨水排除による浸水の防除や公共用水域の水質保全を図るために欠かすことのできない都市施設であり、地球環境に配慮した循環型社会の形成に貢献しています。

一方で、下水道経営を取り巻く環境は、人口減少や節水型機器の普及により使用料収入が伸び悩むとともに、これまでの施設整備のために借り入れた多額の町債の元利償還金が経営を圧迫するなど、大変厳しい状況にあります。

このような中、平成23年3月に策定した「二宮町下水道中期ビジョン」では、重要な都市施設である下水道を持続的かつ安定的に維持していくために、下水道経営の効率化と経営基盤の強化を図ることを目標として掲げているため、平成29年度から平成32年度までの4年間の事業方針や目標を定めた計画として「二宮町下水道事業中期経営計画」を策定するものです。



## I 事業経営の目標

### (1) 計画の位置付け

本計画は、平成 25 年度から平成 28 年度を期間とする二宮町下水道事業中期経営計画を引き継ぐものであり、計画期間中における施設の整備、維持管理、経営の方針や目標等を明らかにし、下水道事業の健全な経営と経営基盤の強化を図るための事業計画を示したものです。

### (2) 計画の期間

計画期間は、平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間とします。

### (3) 事業経営の目標

平成 32 年度の目標値を以下のとおり設定します。

項 目	平成 27 年度 (実 績)	平成 32 年度 (目 標)
処理区域内人口	25,040 人	26,000 人以上
人口普及率	85.6%	90%以上
水洗化率	74.6%	78%以上
経費回収率	71.8%	75%以上
町債元金残高	64 億円	51 億円以下

## Ⅱ 下水道事業の現状と課題

### (1) 事業の現状

平成 27 年度に汚水幹線整備が終了し、今後は市街化区域における未整備地区の整備を進めます。

平成 27 年度末の整備済面積は 382.1ha となり、人口普及率は 85.6%、水洗化率は 74.6%となっています。

### (2) 事業の課題

今後の下水道事業の主な課題として、以下の点が挙げられます。

#### ①水洗化率の向上

町の水洗化率は平成 27 年度末で 74.6%となっており、年々微増しているところですが、近隣自治体や同程度の事業規模の自治体と比較すると高い水準とは言えません。水洗化率の向上は使用料収入を増加させ、経営の健全化に寄与するため、下水道接続件数の増加に向けた取り組みを進めることが重要です。

#### ②自主財源の確保

これまでの施設整備のために借り入れた町債の元利償還金は年々増加し、平成 32 年度に過去の起債の償還ピークを迎える見込となっています。

償還金の財源には使用料収入が充てられていますが、現状では全てを賄いきれておらず、不足分は一般会計からの繰入金で補っています。

使用者負担の原則から、償還金に充当するための一般会計繰入金を抑制するため、使用料収入の増加による自主財源の確保が必要となります。

#### ③下水道施設の維持管理

町の下水道事業は、平成 3 年度に工事を開始して以来、平成 28 年度には 25 年が経過します。今後、老朽化した管渠の長寿命化や耐震化、さらに下水道管へ流入する不明水対策などを実施していくことが必要であり、これらの事業を推進するには、計画的な更新計画の策定と多額の費用が必要になってきます。

### Ⅲ 事業計画

#### (1) 財政収支計画

##### ① 収支計画

(単位：千円)

項 目		27 年度 決算額	28 年度 見込額	29 年度 計 画	30 年度 計 画	31 年度 計 画	32 年度 計 画
収 入	受益者負担金	13,290	13,521	15,301	27,000	20,000	17,000
	下水道使用料	238,248	255,658	268,197	272,759	277,644	282,216
	国庫補助金	98,000	105,000	95,500	85,000	85,000	79,000
	一般会計繰入金	411,428	384,922	400,380	428,066	438,055	439,656
	町債	184,100	179,500	183,600	148,000	148,000	148,000
	その他	15,143	15,005	6,005	8,005	8,005	10,005
	合計	960,209	953,606	968,983	968,830	976,704	975,877
支 出	維持管理費	199,043	196,918	207,594	205,618	212,541	218,591
	整備事業費	245,624	233,027	228,054	215,982	206,982	196,982
	公債費	507,262	523,661	533,335	547,230	557,181	560,304
	合計	951,929	953,606	968,983	968,830	976,704	975,877

##### ② 起債残高

(単位：千円)

項 目	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
町債元金 残 高	6,337,973	6,132,000	5,910,000	5,632,000	5,336,000	5,029,000

#### (2) 中期指標 ※図 2 参照

項 目	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
人口普及率 (%)	85.6	86.4	86.8	88.5	89.9	91.3
水洗化率 (%)	74.6	75.0	75.5	76.4	77.2	78.0
使用料単価 (円/㎥)	134	142	149	150	150	150
汚水処理原価 (円/㎥)	186	184	185	188	196	200
経費回収率 (%)	71.8	77	79	80	76	75
年間有収水量 (千㎥)	1,776	1,794	1,800	1,817	1,843	1,873



(3) 主要整備計画

事業名	事業期間	事業概要
汚水枝線整備	29年度～32年度	釜野・百合が丘1丁目・中里地区の枝線管渠整備を行います。

(4) 投資計画

(単位：千円)

事業名	29年度	30年度	31年度	32年度
汚水枝線整備	206,220	200,000	200,000	150,000

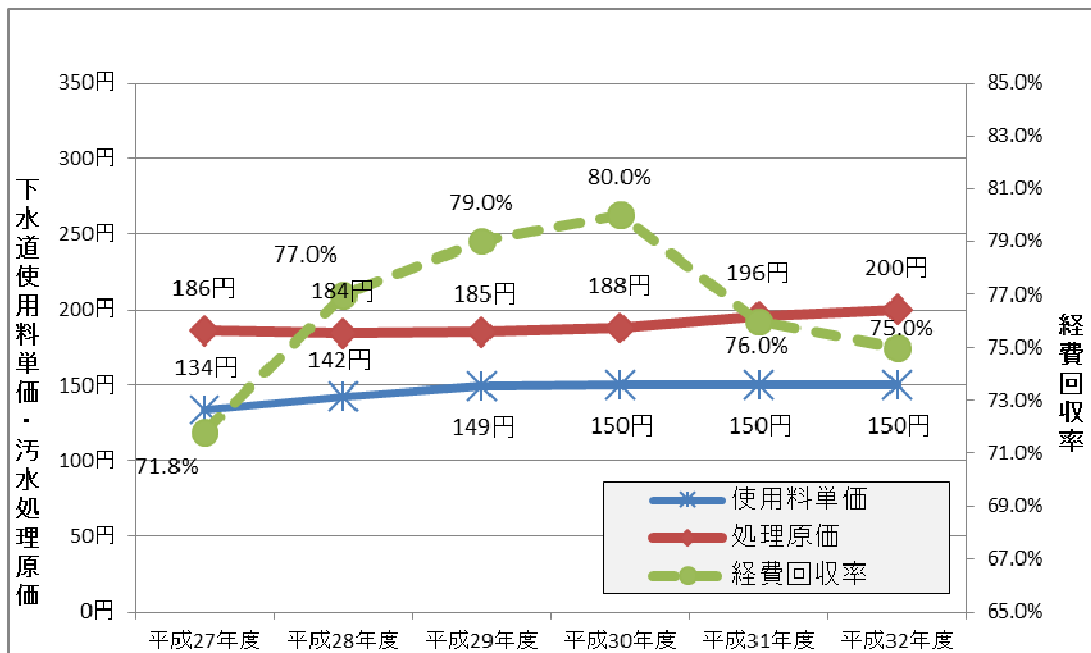


図2 使用料単価、汚水処理原価及び経費回収率の将来予測

## IV 経営基盤強化への取組

### (1) 収入の確保

#### ① 供用開始区域の拡大と下水道接続促進の強化

平成 27 年度で汚水幹線整備が終了し、今後は釜野、百合が丘一丁目、中里地区の面整備を推進する計画です。これにより、整備された地区で下水道が供用開始されるため、下水道接続世帯の増加とこれに伴う使用料収入の増加が見込まれます。

新たに供用を開始する区域には、その前年度に供用開始の時期や接続工事の流れ、補助制度などを記載した文書をポスティングし、早期の公共下水道への接続を促しています。また、さらなる水洗化率の向上を図るため、イベント会場等で接続工事に係る補助制度などの PR を行うほか、未接続世帯への戸別訪問による勧奨を積極的に行い接続の促進を図ります。

#### ② 収納率の向上

下水道使用料については、上下水道料金一括納付制度により県企業庁に下水道使用料徴収業務を委託しており、水道料金と一括で徴収されることで、平成 27 年度の収納率は 97.9%と高い実績となっています。

また、受益者負担金については、平成 27 年度の収納率は 95%ですが、引き続き町税収納担当課などと連携を図り、電話や文書による催告、訪問徴収等により、収納率の向上に取り組んでいきます。

#### ③ 使用料の適正化

町では、平成 21・24・28 年度に使用料改定を行いました。3 回目の使用料改定では、平成 30 年度の経費回収率の目標を約 80%としました。町債の元利償還金がピークを迎える平成 32 年度にかけて経費回収率が一時落ち込みますが、その後は緩やかに改善する見込みです。

しかしながら、不足分については依然として一般会計からの繰入金に依存することとなるため、引き続き経費削減と自主財源の確保に努めなければなりません。そのため、水洗化率の向上だけでなく、下水道事業の経営状況・町の財政状況・社会経済情勢等を考慮した上で、使用料の適正化に努めていきます。

## (2) 経費の削減

### ①民間活力の活用

家庭や事業所から排水された汚水は、神奈川県が管理する酒匂川流域下水道左岸処理場で処理されており、施設の維持管理については、公益財団法人神奈川県下水道公社が業務を受託しています。

維持管理の実施状況については、費用対効果を最大限に発揮できる包括的民間委託の導入などによる経営改善と経費削減を図りながら適正かつ効率的な維持管理がなされているかを流域関連市町と協力しチェックしていきます。

### ②ストックマネジメント導入に向けた取り組み

平成 27 年度までに整備してきた管渠延長は約 84km に達し、人口普及率は 85.6% に達しています。整備した施設は経年により劣化が進むため、補修・改良・更新等が必要になり、今後維持補修・更新投資が急増する時期が到来します。二宮町では、民間業者が敷設した管を引き継いだ富士見が丘 3 丁目 が最も古く、約 40 年経過しています。

下水道施設のほとんどは埋設されているため腐食や破損等の状況把握が困難であり、多額の調査費用が必要になることから、ストックマネジメントを導入し、施設の現況把握とこれに基づく補修等の計画策定を行うことで、より計画的かつ効率的な下水道事業経営を目指します。

### ③不明水の削減

不明水とは、使用料の対象とならない下水道管への流入水のこと、一般的には降雨によるマンホールの蓋穴等からの雨水の流入、管渠の劣化部や継手からの地下水の流入及び各家庭の下水道接続工事の誤接続などが要因であると考えられています。

不明水をそのまま放置すると、汚水に加えて流入した不明水量分の処理費用も負担し続けることとなります。また、ゲリラ豪雨など大量の降雨の際には処理場やポンプ場への流入超過、管渠の劣化部や継手からの流入水がある場合は流入箇所土砂を引き込むことで地中に空隙が生じ、上部の道路を陥没させる恐れもあります。

不明水対策は、経費削減につながるものであるため、劣化が起こりにくい硬質塩化ビニル管での施工や管渠内のカメラ調査及びマンホール部分の目視調査から地下水の流入を確認し、劣化箇所については補修するなど、不明水の低減を図ります。

### ④工事コストの削減

適切な工法の選択を行いながらリサイクル材の利用、管渠の浅埋、小型マンホールの活用、新たなコスト削減工法の採用や競合工事における舗装復旧費の低減調整等を今後も継続することで、コストの削減を目指します。

### **(3) 定員管理**

職員数については、平成 28 年度より 8 名から 1 名削減し 7 名にしました。今後も行政需要を踏まえながら、適正な定員管理に努めます。

### **(4) 人材育成**

下水道事業の経営は民間的な経営感覚が求められることから、職員のコスト意識の向上や、必要に応じた専門研修などへの積極的な参加、ベテラン職員の技術・ノウハウを組織的に継承していき将来の下水道事業の運営を担う職員の育成に努めます。

### **(5) 地方公営企業法の適用についての検討**

地方公営企業法を適用すると、消費税の節税効果をはじめ、経営状況や経費負担の原則が明確に示されるため、経営の透明化を図ることができますが、法を適用するにあたっては、会計制度の変更に対応できる職員の育成、適用に係る経費の財源確保、複雑になる会計事務を遂行するための体制構築などの検討課題があります。また、現在は、人口 3 万人未満の自治体は地方公営企業法の適用が努力義務となっています。そのような状況を踏まえ、適用時期を検討いたします。

## V 計画達成状況の公表

### (1) 公表時期及び方法

中間報告は平成31年10月頃に、最終報告は平成33年10月頃に町ホームページ等で公表します。

### (2) 計画達成状況の評価方法

『Ⅰ事業経営の目標 (3)事業経営の目標』(1ページ)及び『Ⅲ事業計画 (2)中期指標』(3ページ)の計画数値と実績値との比較により達成状況の評価を行います。

## 用語解説 (50音順)

用語	解説
汚水処理原価	1 m <sup>3</sup> の汚水をいくらの経費で処理しているかを表す。 汚水処理費÷年間有収水量
起債	町債を借り入れること
供用開始	公共下水道が使用できるようになること。
経費回収率	汚水処理にかかる施設の維持管理費や元利償還金が、どれだけ使用料で賄われているかを表す。使用料単価÷汚水処理原価
使用料単価	1 m <sup>3</sup> の汚水に対し、いくら使用料を徴収しているかを表す。 使用料収入÷年間有収水量
人口普及率	下水道事業の進捗を表す指標。 下水道を利用できる区域内の人口÷行政人口
水洗化率	下水道を利用できる区域内の人口に対して、下水道に接続している人口の割合を表す。
ストックマネジメント	保有する公共施設を効果的・効率的に維持・活用し、必要な公共サービスを持続的に提供していくためのマネジメントシステムのこと。
包括的民間委託	処理場の維持管理に関して、運転管理や清掃業務等を個別に民間に対して委託発注するのではなく、処理場の維持管理そのものを一括して発注する方法。あるいは下水道事業の管理運営そのものを一括して民間に発注する方法。
有収水量	下水道使用料の対象となる水量